

< 資料3 障害のある生徒のための高大連携に関するアンケート調査(平成20年度) >

<資料3 障害のある生徒のための高大連携に関するアンケート調査（平成20年度）>

1. 調査結果概要

全国47都道府県及び17政令指定都市教育委員会（以下、「全国の教育委員会等」という。）の高等教育担当課及び特別支援教育担当課に対し、アンケート調査（【様式I】）もしくは訪問調査を実施し、調査対象64件に対し全件からの回答を得た。以下は、全国の教育委員会等が把握している各高等学校及び特別支援学校における障害のある生徒に対する指導と支援の現状についての調査結果概要である。

（1）障害のある生徒数についての調査・把握状況

調査対象である全国の教育委員会等64件のうち、高等学校及び特別支援学校高等部における障害のある（※学校教育法施行令第22条の3に掲げる障害の程度）生徒数を調査・把握しているのは13件で、全体の20.3%に当たる。また、発達障害のある生徒数を調査・把握しているのは22件で、全体の34.4%に当たる。

（2）障害のある生徒に対する支援について

上記（1）で障害のある生徒数及び発達障害のある生徒数を調査・把握していると回答のあった35件のうち、具体的な支援方法に関するマニュアルがあると回答したのは6件（17.1%）であった。独自のマニュアルを持たないところでは、高等学校からの問い合わせに対して、既存のマニュアルを紹介する、特別支援学校の協力を求めるなどの対応が行なわれている。

（3）進路指導について

上記（1）で障害のある生徒数及び発達障害のある生徒数を調査・把握していると回答のあった35件のうち、障害のある生徒の大学等への進学数について調査・把握しているのは6件（17.1%）であった。

（4）高等学校（特別支援学校高等部を含む）と大学等との違いについて

全国の教育委員会等64件のうち、大学等において行なわれている障害のある学生に対する支援に関する教員の理解度についての質問に対し、「ほとんど理解していないと思う」「理解は十分ではないと思う」と回答をしたのは、高等学校教員については55件（85.9%）、特別支援学校教員については36件（56.3%）となっており、高等学校及び特別支援学校の教員の、大学等において行なわれている障害のある学生に対する支援への理解は十分ではないとの結果であった。

また、オープンキャンパスへの参加等、大学等で学ぶことに伴う困難をあらかじめ把握するような指導が行なわれていると回答があったのは、高等学校教員については34件（53.1%）、特別支援学校教員については25件（39.1%）であった。

※学校教育法施行令 第 22 条の 3 法第 75 条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1. 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

2. 障害のある生徒に対する支援の取組について

訪問調査においては、各教育委員会等の特別支援教育に関する取組について聴取できた。

(1) 研修について

- 特別支援教育コーディネーター研修会を年に 2 日間開催。教育再生会議委員・教育ジャーナリストの講演（特別支援教育とは何かについて、非行学生と発達障害との関係を踏まえながら、生徒指導上の課題の背景から話してもらった。）
- 初任研修、10 年研修に特別支援教育のコマを設け、管理職研修では、小・中・高の全員を対象として講義を設けている。
- 在籍している生徒の障害種別に応じた研修と、発達障害について教育委員会の者が県内の高校を巡回している研修の 2 パターンを実施している。

(2) 支援体制について

- 医者、臨床心理士、コーディネーターによるチームが小・中・高からの要請に基づき

巡回し、生徒の実態に合わせたサポートを実施。現場の教員だけで悩まないような体制を組織している。

- 点字やノートテイクなどのニーズがあった場合、最寄の自治体の住民サービスにボランティア等の派遣を依頼している。

(3) マニュアルについて

- 特別支援教育課が、発達障害のある生徒の支援のためのパンフレット（CD/DVD形式）を作成し、特別支援学校だけでなく高等学校でも活用している。個別の支援計画や指導計画の幼稚園から高校までの様式例も全部入れている。
- (4) 特別支援学校のセンター的機能について
- パートナー・ティーチャー派遣事業（要請のあった幼・小・中・高校に特別支援学校の先生を派遣し、障害のある生徒を担当する教員に対して指導の仕方などについて助言を行なう。）
- 特別支援学校が提供できる小冊子、指導方法のマニュアルを提示している。相談があった場合は様々な文献から必要に応じて相談事例を探して提供している。

3 教育委員会等が公開しているデータ・支援マニュアルの例

<長野県>

「平成 20 年度 高等学校における発達障害に関する実態調査の結果について」

http://www.pref.nagano.jp/kenkyoi/teireikai/882/882_06.pdf

「特別支援教育シリーズ第 3 集 高等学校における特別支援教育」

<http://www.pref.nagano.jp/kenkyoi/jouhou/gakkou/jiritsu/serizu/index.htm>

<大阪府>

「府立高等学校に学んでいる 障がいのある生徒の指導とサポートのために」

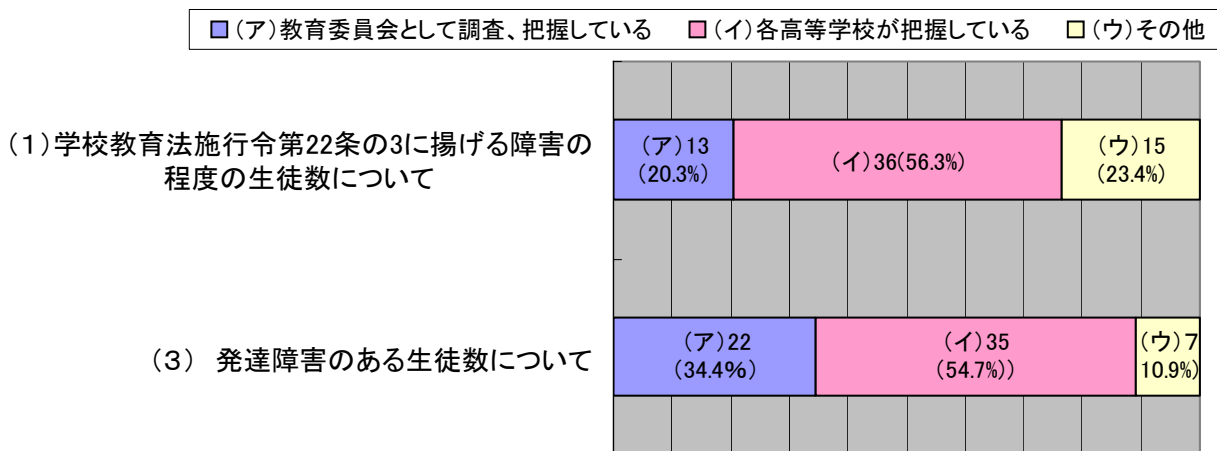
<http://www.pref.osaka.jp/kotogakko/seishi/shogai-sapo-1.html>

4 調査結果詳細

障害のある生徒数について(図 I 参照)

- ① 高等学校（特別支援学校高等部を含む）において、学校教育法施行令第 22 条の 3 に掲げる障害の程度の生徒数について
 - (ア) 教育委員会として調査、把握している……………13
 - (イ) 各高等学校が把握している……………36
 - (ウ) その他……………15
- ② ①について調査、把握している場合について
 - (ア) データを公表できる…………… 0
 - (イ) データを公表できない……………13
- ③ 高等学校（特別支援学校高等部を含む）において、発達障害のある生徒数について
 - (ア) 教育委員会として調査、把握している……………22
 - (イ) 各高等学校が把握している……………35
 - (ウ) その他…………… 7
- ④ ③について調査している場合について
 - (ア) データを公表できる…………… 4
 - (イ) データを公表できない……………18

障害のある生徒数について(図 I)



※ (ウ) その他～「調査していない」「調査はしていないが
高校入試時の措置申請を調べれば把握はできる」等

(2) 障害のある生徒の支援について

- ① (1)の①または③について生徒数を調査、把握している場合、教育委員会が高等学校（特別支援学校高等部を含む）に対して行なっている具体的な支援方法に関するマニュアルはありますか。
 - (ア) ある…………… 6
 - (イ) ない……………27
- ② 上記マニュアルがある場合について

(ア) マニュアルを公表できる…………… 6

(イ) マニュアルを公表できない…………… 0

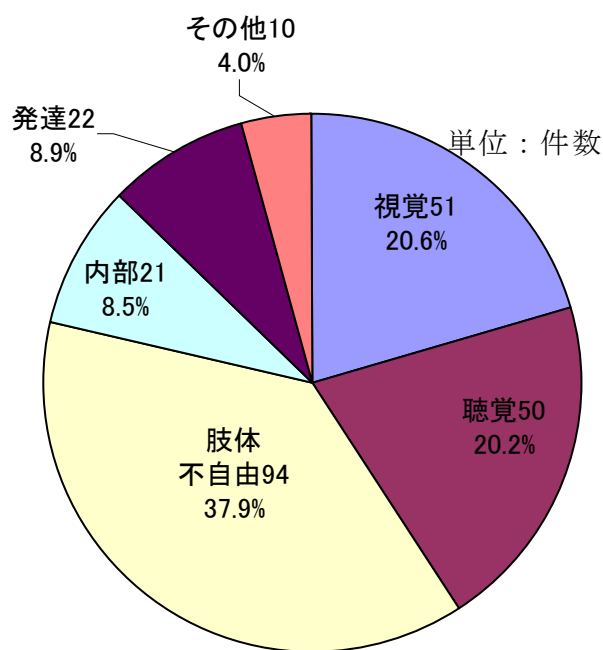
高等学校（特別支援学校高等部を除く）において、どのような支援が行なわれていますか。
またその主たる支援者はだれですか。（表Ⅰ・Ⅱ、図Ⅱ・Ⅲ参照）

高等学校（特別支援学校高等部を除く）における支援（障害種別）（表Ⅰ）

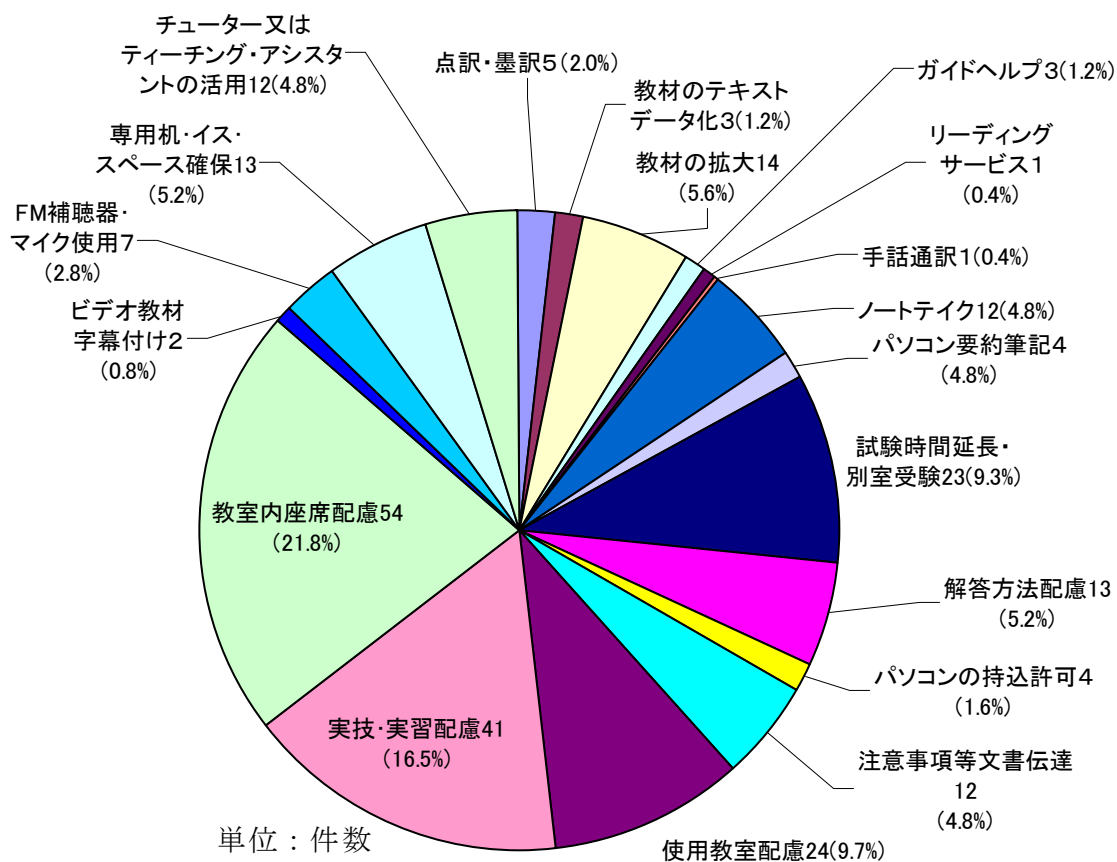
（単位：件数）

	視覚	聴覚	肢体 不自由	内部	発達	その他	計
点訳・墨訳	5	0	0	0	0	0	5
教材のテキストデータ化	1	2	0	0	0	0	3
教材の拡大	9	1	3	0	1	0	14
ガイドヘルプ	0	0	2	0	1	0	3
リーディングサービス	0	1	0	0	0	0	1
手話通訳	0	1	0	0	0	0	1
ノートテイク	1	4	5	1	1	0	12
パソコン要約筆記	0	2	1	1	0	0	4
試験時間延長・別室受験	5	3	9	2	1	3	23
解答方法配慮	3	1	5	1	2	1	13
パソコンの持込許可	0	1	3	0	0	0	4
注意事項等文書伝達	1	6	0	0	4	1	12
使用教室配慮	3	0	17	1	2	1	24
実技・実習配慮	6	4	17	9	4	1	41
教室内座席配慮	14	14	15	4	5	2	54
ビデオ教材字幕付け	1	1	0	0	0	0	2
FM補聴器・マイク使用	0	7	0	0	0	0	7
専用机・イス・スペース確保	0	0	13	0	0	0	13
チューター又はティーチング・アシスタントの活用	2	2	4	2	1	1	12
計	51	50	94	21	22	10	

高等学校（特別支援学校高等部を除く）における支援（障害種別）（図Ⅱ）



高等学校（特別支援学校高等部を除く）における支援（事例別）（図Ⅲ）



高等学校（特別支援学校高等部を除く）における支援（支援者別）（表Ⅱ）

（複数回答を含む
回答数）

教員	職員	生徒	保護者	外部 ボランティア	その他	不明	計
187	6	7	2	5	1	0	208

（３） 進路指導について

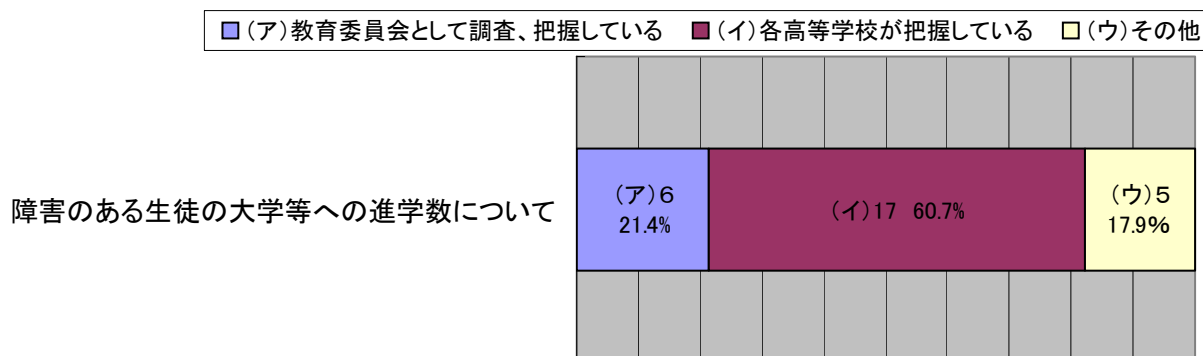
① （１）の①または③について生徒数を調査、把握している場合、障害のある生徒の大学等への進学数について（図Ⅳ参照）

- （ア）教育委員会として調査、把握している…………… 6
- （イ）各高等学校が把握している……………17
- （ウ）その他…………… 5

② ①について調査、把握している場合について

- （ア）データを公表できる…………… 2
- （イ）データを公表できない…………… 4

障害のある生徒の進路について（図Ⅳ）



（４） 高等学校（特別支援学校高等部を含む）と大学等との違いについて

① 教員は、大学等において別添様式に示す支援が行なわれていることを理解していると思いますか。（図Ⅴ参照）

高等学校教員

- （ア）多くの教員は理解していると思う…………… 2
- （イ）理解は十分ではないと思う……………43
- （ウ）ほとんど理解してないと思う……………12

回答なし…………… 7

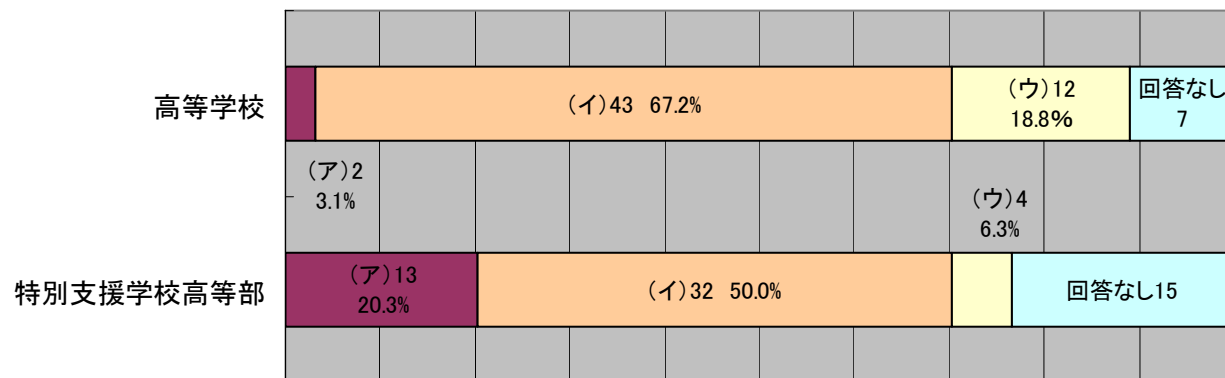
特別支援学校高等部教員

- （ア）多くの教員は理解していると思う……………13
- （イ）理解は十分ではないと思う……………32
- （ウ）ほとんど理解してないと思う…………… 4

回答なし……………15

高等学校（特別支援学校高等部を含む）と大学等との違いについて（図V）

■(ア)多くの教員は理解していると思う □(イ)理解は十分ではないと思う □(ウ)ほとんど理解していないと思う □回答なし



② 大学等におけるオープンキャンパスへの参加等により、大学等で学ぶことに伴う困難をあらかじめ把握するような指導が行なわれていると感じますか。（図VI参照）

高等学校教員

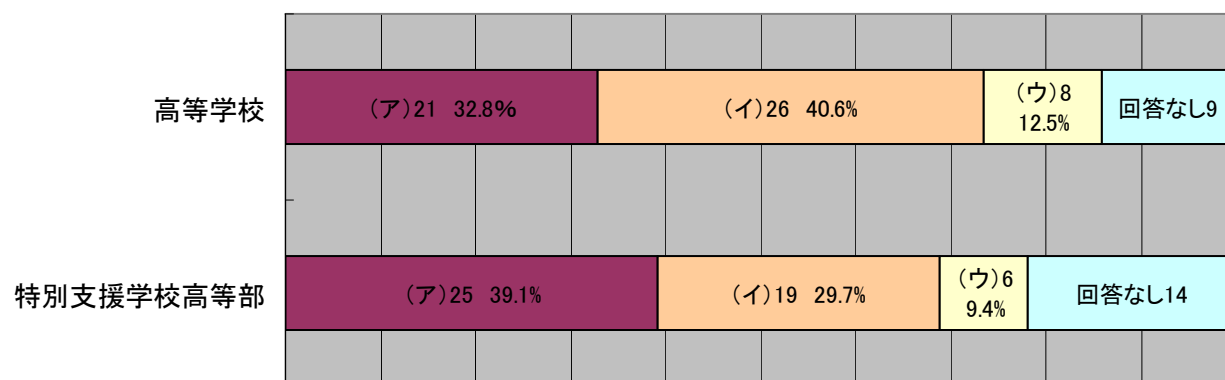
- (ア) 多くは行なわれていると思う……………21
- (イ) 指導は十分ではないと思う……………26
- (ウ) ほとんど行なわれてないと思う…………… 8
- 回答なし…………… 9

特別支援学校高等部教員

- (ア) 多くは行なわれていると思う……………25
- (イ) 指導は十分ではないと思う……………19
- (ウ) ほとんど行なわれてないと思う…………… 6
- 回答なし……………14

オープンキャンパスへの参加等（大学で学ぶことに伴う困難の把握）の進路指導について（図VI）

■(ア)多くは行われていると思う □(イ)指導は十分ではないと思う □(ウ)ほとんど行われてないと思う □回答なし



(5) その他

- ① 大学等における支援の内容に関する資料を校長会で配布することは可能でしょうか。
- (ア) 可能……………57
- (イ) 困難…………… 2

② 特別支援教育のスタートより2年間に感じる変化について

【高等学校】

(ア) 校内支援体制の整備・構築が進んできている。

- 特別支援教育コーディネーターの指名率や校内委員会設置率が高まり、100%の自治体も増えている。
- 特別支援教育コーディネーター研修や特別支援教育コーディネーター会議が定期的実施されている。
- 在籍する生徒の実態を各高校が把握するようになってきた。
- リーフレット、教員研修の手引き、支援方法マニュアルの作成が進んできている。

(イ) 外部機関や専門家との連携、協力体制が進んできている。

- 巡回支援員の派遣を要請したり、特別支援学校のセンター的機能の活用が進んできている。
- 専門家チームの派遣により指導に関する助言を受けている。

(ウ) 教職員の意識に変化が見られる。

- 特別支援教育に関する研修への参加や校内自主研修が広まってきている。
- 特別支援学校に対して指導助言を要請する事例が増えている。
- 支援の必要な生徒に対する関心が高まっている。
- 「困った生徒」という教員側から見た捉え方から、「困っている生徒」という生徒の側に立った見方をする「教員の意識改革」が少しずつ進んできている。

(エ) 支援の具体的な事例

- 肢体不自由の生徒に対して生活介助支援を実施した。
- 発達障害のある生徒の大学進学後に、高校と大学が連携して移行支援を行なった。
- 生徒の実態を把握する中で、特に定時制では特別支援を必要とする生徒が多く在籍していることを再認識した。

【特別支援学校高等部】

(ア) 支援体制や教職員の意識に変化が見られる

- 要請に応じてセンター的機能の充実が図られている。
- 教員の特別支援教育の専門性の向上が見られる。
- 保護者の特別支援教育への関心の高まりが感じられる。
- 中学校や保護者の理解が進み高等部（特に知的障害）への進学選択が増加、中学校の通常の学級から入学する生徒が増えている。
- 高等学校に入学したものの進級や学習でつまずき、特別支援学校への転学を検討するケースがある。
- 技術専門校等への進路選択についての相談が増えている。
- 個別の教育支援計画を作成、一人一人のニーズに応じた支援を進めている。
- 新規事業として就労支援・職業教育の推進に取り組んでいる。
- 学校と関係機関が連携しながら支援に取り組む意識が高まってきた。

- 就労サポーターや外部講師の活用を図り、職業教育、進路指導の充実に努めている。
- 幼児・児童・生徒の様々な実態に応じた支援ができる仕組みが構築されてきた。
- 卒業後の移行支援について、これまで以上に保護者や関係機関等を交えた支援会議の充実に努めるなど、自立と社会参加の推進を行なっている。
- 養護学校を総合制・地域制総合養護学校に再編するなどの取組を推進しており、着実に成果が出ている。
- 多様な形態による就労支援の取組が進んだ。

(イ) 特別支援学校に求められる機能の変化

- 多様な生徒の入学に伴い、対応についても従来の考えから転換を求められる中、高大連携についても必要性が増えている。
- 重度重複化と発達障害及び軽度の知的障害のある生徒が増えている。
- 新たに特別支援教育の対象となった生徒についての教育相談が増えている。
- センターの機能として各高校への助言や研修協力依頼の回数が増えている。
- 中学校から入学する障害の程度が比較的軽い生徒と、中学部から進学する比較的障害の重い生徒が在籍するため、教育的ニーズが多様化している。

③ 今後の課題

【高等学校】

- 卒業後の就職が非常に難しい現実がある中、障害者雇用を含めた進路指導。
- 適切な指導・支援を継続するための中学校との連携。
- 個人情報保護に配慮した接続や連携を積極的に図ること。
- 一人一人の卒業後の生活を見据え、必要に応じて医療・福祉・労働等関係機関との連携を図りながら、教育相談や進路指導等の充実に努めること。
- 希望に応じてカウンセリング中心に対応するための十分な時間の確保。
- 障がいのある生徒の高等学校での受入に対応できる、入試の考え方やシステムの変化。

【特別支援学校】

- 進路指導（大学への進学者が少ないため高等部教員の意識、理解が低い）。
- 卒業後の就職が非常に難しい現実がある中、障害者雇用を含めた進路指導。
- 軽度知的障害のある生徒数の急増に対応できる、就労支援システムの確立等、職業教育の充実。
- 近年の産業構造の変化に伴う障害のある人たちの就労先の変化に対応する進路指導。
- 個別の移行支援計画の内容充実と、共生社会の形成を目指した交流及び共同学習の在り方の検討。
- 高等部進学希望者全員の受け入れ（進学希望者の増大で生徒全員の受け入れが困難な状態になってきている）。
- 新たに支援の対象となった、高等学校に在籍する思春期の生徒への指導の在り方。
- 在学中に積み重ねた情報の引継ぎ（家庭、進学先、労働、福祉の関係機関等）。
- 高等部入学者の障害の多様化に対応する教育課程の編成。
- 発達障害のある生徒の実態やニーズに応じた支援の専門性の向上。
- 生徒の増加による教室不足の解消。
- 新学習指導要領に基づく教育の充実。

- 校内支援体制の一層の整備（障害の重度・重複化、多様化に従って生活行動上、様々な課題のある生徒が急増、個別の実態やニーズをきめ細かく把握できる体制が必要）。
- 就労支援及び生活支援に対する関係機関等の連携体制の整備。
- 個別の移行支援計画を活用した高大連携の充実。
- 早い段階からの進路指導、職業教育の充実。
- 高等学校との交流及び共同学習の推進。